

# 令和8年度やまぐち3070・ピンクリボンキャンペーン 管理・運営・広報業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度やまぐち<sup>さんまるななまる</sup>3070・ピンクリボンキャンペーン管理・運営・広報業務

## 2 背景・目的

本県のがん検診受診率は、いずれも全国平均以下であり、特に女性の受診率が低い状況にあることから、本県がん検診受診率の向上を図るため、若い世代（20～30代）の女性をはじめとする県民のがん検診への理解度を高め、受診行動へと誘導する「やまぐち3070・ピンクリボンキャンペーン」を実施する。

## 3 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の全体構成

- (1) キャンペーン管理・運営（事務局業務）
- (2) 受診促進に向けた懸賞企画の運営・実施
- (3) 受診促進に向けた情報発信①（キャンペーンサイトの制作・運営）
- (4) 受診促進に向けた情報発信②（SNSアカウントの運営）
- (5) がん検診啓発動画の制作・広報（動画サイトへの掲載、SNS広告の出稿）
- (6) がん検診啓発資材の制作（A3二つ折りリーフレット、A5ミニチラシ、ポスター、三角柱POP、ポケットティッシュ）
- (7) がん検診啓発広告の出稿（地域情報誌、商業・飲食施設等）
- (8) 県内大学へ出張講座の実施
- (9) 受託者の独自提案による広報・啓発

## 5 業務の内容

### (1) キャンペーン管理・運営

#### ア 基本事項

受託者は、キャンペーン事務局として、本キャンペーンを遺漏なく円滑に管理・運営すること。

#### イ 共通コンセプト（イメージ）の設定

本キャンペーンの訴求力を高めるため、キャンペーンの共通コンセプト（イメージ）を設定し、この共通コンセプト（イメージ）に沿って、本業務における情報発信、啓発資材、広告等の制作・構成を行うこと。

#### ウ 県が実施する他の取組との連動

県では、がん検診の受診促進に向けて、30代女性の子宮頸がん検診受診率70%を目指す「やまぐち3070運動」に取り組むとともに、「がん征圧月間」（9月）や

「やまぐちピンクリボン月間」（10月）に重点的な啓発を実施しており、本キャンペーンの効果がより一層高まるよう、これら県が実施する他の取組と連動しながら業務を実施すること。

## （２）受診促進に向けた懸賞企画の運営・実施

### ア 基本事項

がん検診受診率が低い本県女性の受診行動を喚起するため、子宮頸がん検診又は乳がん検診を受診した女性を対象とする懸賞企画を運営・実施すること。

懸賞企画においては、応募者（2,000人程度を想定）の中から抽選で当選者（550人程度）を決定した上で、当選者に景品を発送するとともに、応募受付、応募者情報の管理及び抽選を厳正に行うこと。

### イ 懸賞企画の内容

応募対象	子宮頸がん検診又は乳がん検診を受診した20歳以上の県内に居住する女性
応募要件	令和8年1月～12月の期間に子宮頸がん検診又は乳がん検診を受診したこと
応募受付	キャンペーンサイトの応募フォーム及びハガキを通じて受付
応募期間	令和8年7月（予定）～令和9年1月末
抽選	2回実施 [上半期分] 令和8年10月に抽選実施（9月末まで受付分） [下半期分] 令和9年2月に抽選実施（10月～1月末まで受付分）

### ウ 景品

#### ① やまぐち3070賞

[対象] 子宮頸がん検診を受診した女性（20～30代）

受託者は、本賞の景品（1,000円程度までのもの）を選定した上で、必要数量を調達し、当選者（250人程度）に発送すること。

#### ② やまぐちピンクリボン賞

[対象] 子宮頸がん検診を受診した女性（40代以上）又は乳がん検診を受診した女性

受託者は、本賞の景品（1,000円程度までのもの）を選定した上で、必要数量を調達し、当選者（250人程度）に発送すること。

#### ③ 協賛企業賞

[対象] 子宮頸がん検診又は乳がん検診を受診した女性（全年代）

本賞の景品は、本キャンペーンの協賛企業（8社前後）から提供されるものであり、協賛企業との連絡調整は原則として県が行うが、当選者（50人程度）への景品発送は受託者が行うこと。

### エ 懸賞企画の名称提案

本公募への企画提案に当たって、本懸賞企画の名称を提案すること。

名称は分かりやすいものが望ましく、本キャンペーンと同一名称でも、新たに考案した名称（例「がん検診を受けてステキ女子キャンペーン」「おいでませ！がん検診キャンペーン」等）でも、いずれも差し支えない。

契約締結後、受託者の提案を踏まえ、県との協議の上、懸賞企画の名称を決定する。

### (3) 受診促進に向けた情報発信①（キャンペーンサイトの制作・運営）

#### ア 基本事項

女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）を中心に、がん検診受診促進に係る情報を分かりやすく発信するため、本キャンペーンのウェブサイト（以下「本サイト」という。）を制作し、令和8年6月末までに運用開始するとともに、委託期間の最終日まで保守・運営すること。

また、本サイトに掲載するコンテンツ、テキスト、画像等については、県の確認を受けた後にアップロードすること。

#### イ 本サイトの構成

##### ① トップページ

タイトルは「やまぐち3070・ピンクリボンキャンペーン」とすること。  
また、トップページには、次の事項を掲載すること。

- 本キャンペーンの趣旨・目的
- 山口県が実施するキャンペーンであること
- 「やまぐち3070運動」及び「やまぐちピンクリボン月間」の概要
- 本キャンペーン等に関する告知事項や更新履歴等を掲載した「お知らせ」欄
- 懸賞企画への応募案内（掲載内容：応募対象、応募要件、応募方法、応募期間、抽選時期、景品等） ※景品は、写真付きで掲載すること
- キャンペーン協賛企業（8社前後）のバナーリンク
- 本サイト内の各ページへのリンク

##### ② がん検診に関する情報

乳がん検診や子宮頸がん検診の概要など、がん検診への理解を深め、受診行動につながるような情報を掲載すること。

##### ③ 懸賞企画への応募フォーム

必須入力項目は、厳正な抽選及びキャンペーンの効果測定の観点から、次のとおりとする。

氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話番号・e-mail）、年齢（年代）、  
受診日、受診施設、受診した検診、受診状況、受診のきっかけ、  
キャンペーンを知ったきっかけ、今年度1回目の応募であること

応募フォーム画面に「応募は一人当たり1回限り」の要件を分かりやすく明示するとともに、短時間で連続応募操作をしても不具合が生じることがないように、必要な対策を講じること。

##### ④ がん対策関連リンク集

県が指定するがん対策関連ウェブサイト（6～7サイト程度）へのリンク集を

掲載すること。

なお、このリンク集は、独立したページでも、トップページへの掲載でも、いずれも差し支えない。

⑤ **サイトポリシー**

免責事項、著作権、リンク、本サイトへの問い合わせ先について、県と協議の上、記載すること。

⑥ **その他**

以上のほか、企画提案に当たり、サイトマップやよくある質問、受診促進に係るページなど、効果的な情報発信につながる提案を行うことが可能である。

**ウ 本サイトの構築・管理**

① **ドメイン**

本サイトのドメインは、県が管理する「pref.yamaguchi.lg.jp」のサブドメインである「gankenshin.pref.yamaguchi.lg.jp」を使用するため、業務開始に当たり、前年度のキャンペーン業務受託者から管理情報の引継ぎを受けること。

② **ブラウザ対応**

特定のブラウザに依存することなく閲覧できるようにするとともに、レスポンシブウェブデザインにより、PC・スマートフォンの画面幅に合わせて表示を最適化すること。

また、サポートが終了したブラウザ（Internet Explorer 等）での懸賞への応募を避けるよう、本サイト上で周知すること。

③ **アクセシビリティ**

誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく使用することができるよう、「山口県公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針 (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/21/12955.html>)」に可能な限り対応すること。

④ **セキュリティインシデント等への対応**

本サイトの運用開始から委託期間の最終日までの期間において、プログラムに障害（不正アクセスやシステムへの攻撃、ウイルスの発生等）が発生した場合、直ちに点検・障害対応等を行い、適正な動作が確保されるよう努めるとともに、県担当者に報告して今後の対応について指示を受けること。

なお、本サイトに脆弱性が見つかった場合や誤った情報が掲載されていることが判明した場合も、同様の対応を行うこと。

⑤ **保守管理の移管**

本業務は、次年度以降、別の事業者が受託する可能性があるため、受託者が変更した場合、本サイトの保守管理を他の事業者に移管できるようにしておくとともに、その際は、必要な引継ぎを行うこと。

**エ セキュリティ関係**

① **責任体制**

本サイトで使用するソフトウェアの設定や障害等に十分な対応能力を持った者を従事者とし、従事者の氏名及び本業務に関する責任体制、その他必要な事項を

県担当者に通知すること。

従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにすること。

## ② 通信の暗号化

本サイトは常時 SSL 対応とし、通信回線に対する盗聴防止のため、通信の暗号化を行うこと。

## ③ 適切なセキュリティ対策

受託者は、本サイトの制作・運営に当たり、適切なセキュリティ対策を講じること。特に、構築する本サイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。

構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず県の了解を得た上で作業を行うこと。

また、使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

## オ その他

### ① 開発環境等の確保

本サイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。

### ② 本番環境の設定

本サイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者と県が協議の上、これを行うものとする。

## (4) 受診促進に向けた情報発信②（SNSアカウントの運営）

### ア 基本事項

主に若い世代（20～30代）の女性を対象として、本キャンペーン及びがん検診の認知度を上げるため、SNSを通じた情報発信を行うこと。

### イ 活用するSNS

情報発信に活用するSNSは、県が保有している本キャンペーン用SNSアカウント（X（旧Twitter）、LINE、YouTube）の継続利用を基本とするが、受託者の提案により、他のSNSを活用することも可能であること。

また、SNSは、月1回程度の頻度で、(3)①イに記載のある「本キャンペーン等に関する告知事項や更新履歴等を掲載した「お知らせ」欄」と同様の内容を投稿すること。

なお、本キャンペーンに活用したSNSアカウントのID及びパスワードは、業務終了後に県に移管すること。

## (5) がん検診啓発動画の制作・広報

### ア 基本事項

主に若い世代（20～30代）の女性を対象として、本キャンペーン及びがん検診の

認知度を上げるとともに、受診行動を喚起することを目的とした動画を制作し、動画サイトへの掲載やSNS等への広告出稿などにより、がん検診啓発広報に活用すること。

## イ 動画の制作

動画は、15秒程度のものと、30～60秒程度のものを2種類制作すること。

動画の制作に先立って、動画の内容（シナリオ、出演者等）について、県の確認を受けること。

また、企画提案に当たり、有名人等の出演を提案することは可能であるが、出演が確約されている人物のみを記載し、検討・交渉途上の人物は記載しないこと。

## ウ がん啓発広報への活用

### ① 動画サイトへの掲載

制作した動画は、YouTube等の動画サイトにアップロードすること。その際、動画を他サイトに埋め込み可能としておくこと。

### ② SNS等への広告出稿

制作した動画や、そのキャプチャ画像等を使用して、令和8年6月から同年11月の期間、SNS等に広告を出稿すること。

広告の出稿量は、やまぐちピンクリボン月間（10月）に重点配分するとともに、ターゲット属性は、8割程度を「県内在住、20～40代、女性」に絞ること。

広告の出稿に先立って、出稿先や出稿量、ターゲット属性等について、県の確認を受けること。

### ③ その他

以上のほか、企画提案に当たり、動画を活用した独自の広報・啓発を提案することが可能である。

## （6）がん検診啓発資材の制作

### ア 基本事項

県及び関係機関等が、県民への本キャンペーンの周知や「がん征圧月間（9月）」及び「やまぐちピンクリボン月間（10月）」を中心として、がん検診啓発に活用する啓発資材を制作すること。

### イ 啓発資材の種類・数量

#### ① 啓発リーフレット等の企画制作

- ・リーフレット（A3二つ折り、4/4c, コート 110k） 50,000部
- ・ミニチラシ（A5、4/0c, コート 73kg） 10,000部

※掲載内容はキャンペーン概要（リーフレットの簡略版）

#### ② 啓発ポスターの企画制作

- ・ポスター（A3、4/0c, コート 110k） 3,000部

#### ③ 三角柱POPの企画制作

- ・三角柱POP（H220×W93mm、アートポスト 220k、4/0c、片面PP貼り）1,800個
- ※組み立てない状態で発送すること

#### ④ ポケットティッシュの企画制作

・ポケットティッシュ（6W、ラベル印刷含む。） 9,000 個

#### （7）がん検診啓発広告の出稿

##### ア 地域情報誌への特集記事（広告）の出稿

読者に若い世代の女性が多い地域情報誌に対し、本キャンペーン（がん検診啓発）に係る特集記事（広告）を出稿すること。

少なくとも、やまぐちピンクリボン月間（10月）での出稿を必須とすること。

特集記事（広告）の内容は、特に20～30代の県内在住の女性に対して訴求力の高いものとする。

##### イ 商業・飲食施設等への広告の出稿

利用者に若い世代の女性が多い商業・飲食施設等に対し、本キャンペーン（がん検診啓発）に係る広告を出稿すること。

少なくとも、やまぐちピンクリボン月間（10月）での出稿を必須とすること。

広告の内容は、上記の地域情報誌への出稿と同様のものとする。

#### （8）県内大学へ出張講座の実施

県内の大学において、主に学生を対象に、がんに対する正しい知識やがん検診の必要性及び当該キャンペーンを啓発する出張講座を1回以上開催すること。

なお、講師は県との協議の上、決定すること。

#### （9）受託者の独自提案による広報・啓発

企画提案書には、本キャンペーンの効果を高めるため、独自提案による広報・啓発を含めることが可能であり、契約締結の際は、仕様書に独自提案の内容を反映する。

### 6 効果測定等

#### （1）アクセス数等の報告

本サイトのアクセス数（PV数、ユニーク数）については、日別、週別、月別に集計した上で、県に報告すること。

#### （2）広告掲載効果の検証

本業務により配信する広告（動画、SNS等）については、インプレッション数、クリック数、クリック率等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析し、必要があれば、設定の見直しについて県に協議すること。

がん検診啓発広告の掲載効果を検証し、県に報告すること。

### 7 成果物及び提出物

#### （1）実績報告

業務完了時において、本業務の実績や結果等を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

## (2) 成果物

- ・県から本サイトに係るデジタルデータ（html、画像、PDF等）の提出を求められたときは、可能な限り納品すること。
- ・制作した動画は、県が指定したデータ形式（MP4、WMV等）で納品すること。
- ・制作した啓発資材に係るデータは、キャンペーンの応募開始までに、県が指定したデータ形式（JPEG、PNG、PDF等）で納品すること。
- ・その他、県が成果物として認めたものについて提出を求められたときは、可能な限り納品すること。

## 8 著作権等

受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利について、成果物の納入、検査合格後、直ちに県に無償で譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任・費用負担は、受託者が負うものとする。

本業務の成果物のうち、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、県はその使用权及び翻案権を有するものとする。

## 9 費用の負担区分

受託者は、本業務履行に係る一切の費用を負担するものとする。

業務履行のため、受託者が支出する人件費、旅費、通信費及び契約費用等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

## 10 見積額に関する留意事項

次に掲げる経費は、別途実費で精算するため、見積額に含めないこと。

- ・懸賞企画の当選者に対する景品の送料（運輸業者又は郵便局に支払うもの）
  - ・懸賞企画の景品に係る梱包資材代（運輸業者又は郵便局に支払う専用梱包資材※）
- ※定形封筒及び規格内定形外封筒は委託料に含まれるものとし、実費精算の対象としない。

## 11 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。

## 12 その他

仕様書に定めのない事項について、また、疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲

から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。